法第六十九条の二第一項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項	
第百四十八条第三項の表第二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第百四十八条第二項第一号	
（法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法	
第百五十五条の十八の二	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第百五十五条の三十六第一項第一号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	第二百十二条の第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の	第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の
第百五十五条の三十六第一項第二号	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
	つき同法第二百十二条	つき同法第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項
	所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額を
第百五十五条の三十六第二項	所得税の額）	所得税及び復興特別所得税の額の合計額）
	法第八十一条の十五の二第一項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法第八十一条の十五の二第一項
第百五十五条の三十六第三項の表第二項の項	第百五十五条の三十六第二項第三十六号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第百五十五条の三十六第二項第一号
	（法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法

第百五十五条の三十六第三項の表第三項の項	第百五十五条の三十六第二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第百五十五条の三十六第二項第一号
	（法	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法
第百五十五条の四十四第一項	係る法	係る特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法
第百五十五条の四十五の二、法	、法	、特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法
第百五十五条の四十五の二第一号	おける法	おける特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法
第百五十五条の四十五の二第一号イ	第百五十五条の三十六第二項第一号（	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される第百五十五条の三十六第二項第一号（
第百五十五条の四十五の二第一号イ(1)及び(2)	第百五十五条の三十六第二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第百五十五条の三十六第二項第一号
第百九十二条の二	第六十九条の二第一項（一とあるのは、一	法第六十九条の二第一項（一とあるのは、特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される法
第二百一条の二第一項第一号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	第二百十二条の	第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の
	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
	つき同法第二百十二条	つき同法第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項
	所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
第二百一条の二第一項第二号	所得税の額）	所得税及び復興特別所得税の額の合計額）